



発行
東京都

目次

70

告示（選）

○東京都議会議員補欠選挙（武蔵野市選挙区）における候補者の選挙運動に関する支出制限額……………一

告示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第百七十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条第一項第三号及び同条第二項並びに公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第百二十七条の規定により、令和六年十一月十七日執行の東京都議会議員補欠選挙（武蔵野市選挙区）における候補者の選挙運動に関する支出の金額は、次の額を超えることができない。

令和六年十一月八日

東京都選挙管理委員会

支出制限額 一四、二四一、四〇〇円

発行 東京都
電話 東京都新宿区西新宿三丁目八番二号
〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価 本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)
印刷所 三鈴印刷株式会社
電話 東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
〇三(五二七六)〇八一一(代)
郵便番号 101-0051